

堺市立梅文化会館 利用料金表

利用料金

(1) 基本料金

(単位 円)

種別\時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
ホール	平日	12,750	21,700	25,500	34,450	47,200	59,950
	平日 (使用しようとする日の 2 ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	3,800	6,480	7,610	10,280	14,090	17,890
	土曜日、日曜日及び休日 (以下「休日等」という。)	15,320	25,500	30,650	40,820	56,150	71,470
	土・日・休日 (使用しようとする日の 2 ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	4,520	7,610	9,150	12,130	16,760	21,280
集会室等	第 1 講座室	3,800	6,370	6,370	10,170	12,740	16,540
	第 2 講座室	1,330	2,160	2,570	3,490	4,730	6,060
	第 3 講座室	920	1,440	1,740	2,360	3,180	4,100
	第 4 講座室	920	1,440	1,740	2,360	3,180	4,100
	第 1 会議室	1,330	2,160	2,570	3,490	4,730	6,060
	第 2 会議室	920	1,440	1,740	2,360	3,180	4,100
	研修室	1,330	2,160	2,570	3,490	4,730	6,060
	視聴覚室	1,950	3,180	3,800	5,130	6,980	8,930
	音楽室	1,950	3,180	3,800	5,130	6,980	8,930
	料理室	1,950	3,180	3,800	5,130	6,980	8,930
	陶芸室	1,950	3,180	3,800	5,130	6,980	8,930
	和室 1	610	1,130	1,330	1,740	2,460	3,070
	和室 2	610	1,130	1,330	1,740	2,460	3,070
	楽屋 (洋室)	300	510	610	810	1,120	1,420
	楽屋 (和室)	300	510	610	810	1,120	1,420

特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

(2) 第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る使用料及び第8条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る使用料

(単位 円)

種別	使用料	
ホール	平日	6,370
	休日等	7,660
研修室	640	

視聴覚室	950
音楽室	950
楽屋(洋室)	150
楽屋(和室)	150

ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

(3) 使用料の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき使用料を加算、減算する。

条件	使用料	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1)基本料金の表に記載のとおり	練習に限る

備考 1 使用区分毎に予約した場合と2使用区分もしくは3使用区分通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

附属設備使用料金

種別\区分	器具名等	数量	料金	備考
舞台設備	反響板	1式	3,080	人件費は別
	スクリーン	1式	1,020	
	ピアノ	1台	8,220	調律料は別
	ピアノ (使用しようとする日の2ヶ月前の日以降における申込で舞台のみの使用)	1台	2,460	調律料は別
	指揮台	1台	300	譜面台付き
	所作台	1式	5,140	人件費は別
	平台	1式	2,050	
	演台	1台	510	

	譜面台	1 台	100		
	金びょうぶ	1 双	2,050		
	ひもうせん	1 式	510		
	あかね	1 式	510		
照明 設備	Aセッ ト	シーリングスポットライト	1 組	7,200	
		ボーダーライト	2 列		
		フロントスポットライト	2 組		
		フォロースポットライト	2 台		
	Bセッ ト	シーリングスポットライト	2 組	12,340	
		ボーダーライト	4 列		
		フロントスポットライト	4 組		
		フォロースポットライト	2 台		
		シーリングスポットライト	1 組	2,460	
		フロントスポットライト	1 組	1,020	
		クセノンピンスポットライト	1 台	3,080	
		フォロースポットライト	1 台	1,020	
		スポットライト 500W	1 台	300	
		スポットライト 1kW	1 台	510	
	フットライト	1 列	610		
	ボーダーライト	1 列	1,020		
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,230		
	ローアホリゾンライト	1 列	1,230		
	効果器	1 台	1,230		
音響 設備	レコードプレーヤー	1 台	1,020	レコードは別	
	テープレコーダー	1 台	2,050	テープは別	
	カセットデッキ	1 台	1,020	テープは別	
	マイクロホン	1 本	1,020		
	ワイヤレスマイク	1 チャン ネル	2,050		
	はねかえりスピーカー	1 式	2,050		
	拡声装置	1 式	4,110		
その他の 設備	シャワー室	1 室	510		

備考

1. 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに 1 回として計算する。
2. その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。